

■ の文言は改定後に追加・変更となります。

ETC カード規約

改定前	改定後
制定なし	第 11 条 (ETC カードサービス手数料)
制定なし	(1)会員は、当社に対し、当社の定める ETC カードサービス手数料（消費税を含みます。以下同じ）を、指定カードの入会日が属する月（以下「会員登録月」という）の 1 年後の会員登録月の翌月 10 日を締切日（以下「締切日」という）として、締切日の翌月 4 日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）に第 5 条(1)に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。 ①会員登録月の 1 日から翌年会員登録月の前月末日までの期間（以下「判定期間」という）において第 5 条(1)に基づく請求（以下「ETC 請求」という）がある場合。 ②当社が判定期間における ETC 請求の有無を確認した時点で、第 6 条(1)(2)に基づき ETC カードが解約済みの場合。 ③当社が判定期間における ETC 請求の有無を確認した時点で、紛失・盗難等により ETC カードが有効な利用状態にない場合（ただし、第 7 条(1)に基づく届出をしていた場合に限りです）。 ④判定期間末日時点で ETC カードの保有期間が 1 年未満の場合。 ⑤当社所定の会員管理単位に紐づく ETC カードのいずれかに ETC 請求がある場合。 ⑥その他当社が別途定める場合。 (2)会員が当社に支払った ETC カードサービス手数料については、理由の如何を問わず返還しません。
第 11 条（カード会社の免責）	第 12 条（カード会社の免責）
（略）	（略）
第 12 条（指定カードの規約）	第 13 条（指定カードの規約）
（略）	（略）
第 13 条（本規約の変更等の準用）	第 14 条（本規約の変更等の準用）
（略）	（略）
2025 年 1 月現在 R00042 (25.01) SHI	2026 年 8 月現在 R00042 (26.08) SHI